

## 石木ダム

# 4世帯の農地収用へ

## 明け渡し期限は10月末

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県は24日、反対地権者4世帯が所有している農地約5500平方㍍を最長10月30日までに県に明け渡すよう県収用委員会が裁決した、と発表した。裁決は22日付。事業採択から40年を経て、初めて反対地権者の土地所有権が本人の意思にかかわらず移転する見通しなった。反対地権者側は「権力の横暴だ」と反発している。

22 23面に関連記事

中村法道知事は「円満に土地を譲っていただくのが理想だったが、裁決というかたちで結論が出たことは残念に思う。事業は不可欠

なので、今後も着実に進めたい」とコメント。

地権者の石丸勇さん(66)は「まるで封建時代のよう。いくら補償金が出ても受け取りを拒否する」と述べた。

県は昨年9月、ダム本体工事で既存の県道がふさがった場合の迂回(うかい)道路建設を目指し、4世帯の農地明け渡しを求め県収用委員会に裁決申請。収用委は土地の範囲や補償金額などについて審理している。裁決書は24日、起業者の県と4世帯それぞれに送られた。

Q ブーム  
A  
石木ダム建設事業 県と佐世保市が、東彼川棚町岩屋郷川原地区の石木川に計画。石木川が流れ込む川棚川の洪水調節や流量維持による治水との水源不足解消のための計画では総貯水量54万トンで、総事業費は

量利水が目的。計画では総貯水量54万トンで、総事業費は

約285億円。県が1972年に予備調査を開始し、国が75年事業採択。県は2016年度完成を目指しているが、用地補償の対象となる約78万平方㍍のうち買収済みの土地は約63万平方㍍で、買収率は81・1%。事業費ベースの進捗率は52%。

裁決書では、農地の明け渡し期限について畠の約2

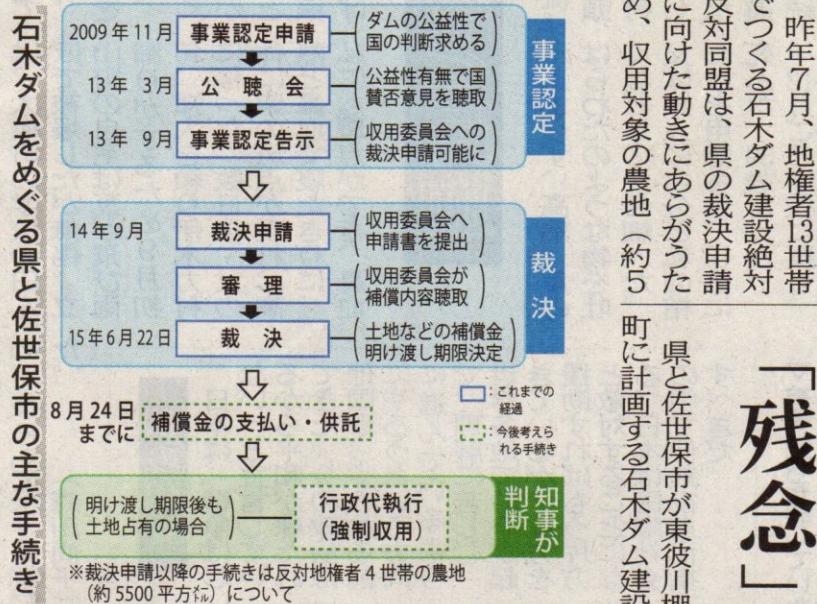
75平方㍍は8月24日までに、水田を含む残り約5200平方㍍については10月30日までに明け渡すよう地権者に求めている。一方、県は8月24日までに裁決で定められた補償金を4世帯

裁決申請書では権利者数が11人だったが、裁決書では7人に減った。県土木部はこの理由について「共同持ち分の地権者(4人が今年2~3月の間に県の任意取得に応じ、4月に契約したため」と説明している。  
(緒方秀一郎)

に届けなければならない。補償額について県は明らかにしなかった。

地権者が受け取りを拒否した場合でも補償金は法務局に供託され、支払われ扱いとなる。補償金の支払以後、県は法務局で土地の所有権を地権者から国に移転する。

# 現場と法廷で対決か



## 反対地権者徹底抗戦の構え

「治水、利水、県北振興に欠かせない」「要らないダムだ。水は十分に足りている」。石木ダム建設事業をめぐる県と反対地権者の主張は平行線をたどり、県は24日、ついに収用する農地の明け渡し期限を発表した。今後は家屋を含む土地の裁決申請が見込まれており、反対地権者はこれも阻止するため現場での実力行使と不服申し立て手続きの両面で県に対抗するとみられる。

**解説** 石木ダム建設に向け、用地に含まれる一部農地の収用が裁決されたことで、このダム問題で大不評を買つた。反対地権者側に立ち、公権力の行使が再び現実味を帯びてきた。

退く考えがない中、県は地権者が暮らす家屋の裁決申請手続きもする予定。このまま進めば機動隊を導入した強制測量(1982年)に続く強制収用は避けられない見通しだ。

中村法道知事は、「できればその事態は避けたいと考えたが、一方で24日の会見では『事業自体は必要不可欠』と強調。一步も引く考えは見せなかつた。農地を収用裁決した今回は、

かつてのような機動隊を導入するといった強行措置に至ることで、可能性は低いが、収用委の裁決手続き上、既定路線であることを踏まると、早晚、強制収用の決断を迫られる日が来るぞうだ。家屋ではなく、農地の収用か

かってのような機動隊を導入登記簿上の名義変更などの作業に入っていくことになる。県は、事業を進めるものなので、いる反対地権者側がとる可能性がある不服申し立ては、土地収用法に基づく国士交通大臣への「審査請求」と、県を被告に提訴する「取り消し訴訟」。いずれも裁決書送達を受けた後に手続き立てるが、「執行停止の

申し立て」が認められない限り、収用や工事は止まらない。反対地権者を支援する石木ダム対策弁護団は、「今後の対応については、地権者と協議する」としている。

全国の住民団体でつくる石木ダム反対地権者を支援する「水源開発問題全国連絡会」(東京)の遠藤保男共同代表は、「動きだしたダム事業を止めるのは難しいが、ダムの疑問点について広く世論を喚起することが大切」と話している。

事業で、反対地権者に農地の明け渡しを求める県収用委員会の裁決書が送達された24日、関係市町の首長や推進派からは、強制収用まで發展したことを見下す声や、反対派に今後の妨害行為をやめるよう求める声などが上がった。

川棚町の山口文夫町長は「県側との話し合いに応じて強制収用を避けてもらいたかっただけに、収用裁決に至つたことは残念」と言葉少なだった。

推進派の元地権者でつくられたかつただけに、収用裁決に至つたことは残念」と言葉少なだった。田義弘会長(78)は「(裁決

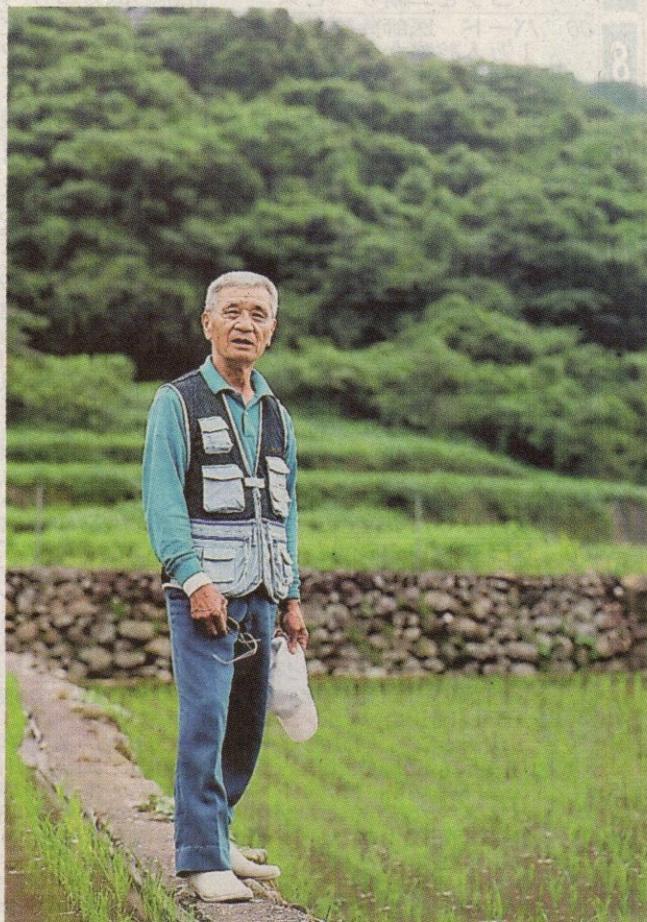
は)予想していたことで特に驚きはない」とした上で「反対を貫いて行政代執行に至つてもいいことはない。事業を収めるには、振り上げた拳を下ろすしかない」と反対派に注文した。

佐世保市の朝長則男市長は「土地収用の手続きは県に委任している」とコメント。この日あつた市議会

は「土地収用の手続きは県に委任している」とコメント。この日あつた市議会

</div

# この土地 残したい



「先祖代々受け継いできた土地を守りたい」と話す川原さん =川棚町（山口隆行撮影）

1972年	県が予備調査開始
75年	国が事業採択
82年	県が強制測量、地権者が阻止行動
2009年	県と佐世保市が事業認定申請
10年 3月	中村法道知事が就任
	県が付け替え道路工事に着手
7月	付け替え道路工事を中断
13年 9月	国が事業認定告示
14年 7月	県が付け替え道路着工を再び試みる
8月	着工を断念。県が長崎地裁佐世保支部に地権者ら23人の仮処分申請
9月	県が地権者4世帯の農地を裁決申請
15年 3月	同支部が16人分の仮処分を決定
6月 12日	県が付け替え道路工事に再び着手
16日	地権者4世帯の家屋などを含む土地について、中村知事が「準備が整い次第、裁決申請したい」と発言
22日	県収用委員会が、4世帯に農地を明け渡すよう裁決

裁決で、畠は8月24日、水田は10月30日と明け渡し期限が決まった。所有権が移っても「田んばを続け、この土地を残したい」と強気を見せる一方で、「知事はどうするのだろうか。私たちの土地を強制的に取り上げるのだろうか」と不安げにつぶやいた。

## 石木ダム建設事業をめぐる経過

翻弄され40年「金も何もいらない」

反对地權者

## 川原 義人さん(75)

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業をめぐり、県収用委員会が出した農地収用の裁決書が地権者4世帯に送達された24日。地権者の一人、川原義人さん(75)は先祖代々受け継ぐ土地の収用が決まったことに「金も何もない」と反発。「ダムを造らせば、この土地を残したい」と語る一方、今後の行方に不安をのぞかせた。

裁決で川原さんが明け渡しを求められたのは約2千平方㍍の田畠。毎年初夏に田植えをして、平均420㌃程度を収穫すると。『米は昔、農協に出荷していたけれど、今は子どもや孫に分けている』と話す。

川原さんは、川原地区に300年以上の歴史を持ち、28年ほど前からの仏壇もあるという。それだけに土地に対する思い入れは強い。

川原さんが生まれたのは太平洋戦争開戦前。戦時中は、付近に川棚海軍工廠（こうしきょう）が移転。その際、農地の一部を軍に接収されたこともあるという。20歳で地元企業に就職。勤めに出ながら田畠を耕す日々を過ごしていた。「当時は役場よりも給料が良かった」と懐かしく語る。

石木ダム建設問題との関わりは、1972年に県が予備調査を開始して以来、40年以上。強制測量、反対派の切り崩し…。「夢にまで見る」というほど翻弄(ほんろう)され続けている。県が着手した付け替え道路工事では、県側が着手を試みた5月19日から連日、現場付近で阻止行動が続く。気の休まらない日々。旅行の予定をキャンセルしたといい「今は楽しみはない」と不満を漏らす。



県職員の立ち入りを阻む反対地権者ら

—23日午前9時44分、川棚町（山口隆行撮影）

# 農地収用裁決に怒り

## 石木ダム反対派「許せない」

2015  
9/24

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業をめぐり、県収用委員会が22日、地権者4世帯に対し、農地を県に明け渡すよう求める裁決を出したことを受け、23日、付け替え道路工事現場付近で続々阻止行動参加者からは驚きと怒りの声が上がった。

反対地権者の土地が収用される重大局面に、阻止行動に参加する女性の一人は「新聞で知った。まさか本当に裁決が出るとは…」と

驚いた様子。別の女性は「こちらは、ダムの必要性について話し合いを求めている。県は説明する努力もせず、地権者の意向を無視して手続きだけを進めていい強制的に人の土地を奪うなんて本当に許せない」と憤った。男性の一人は「土地の所有者が変わっても、ダムは何としてでも造らせない」と話し、阻止行動への参加を続ける考えを示した。

長崎（川邊壯一朗）

# 佐世保

佐世保支局  
TEL 0956・22・9131  
FAX 0956・22・5008  
佐世保市天満町1-9  
長崎総局  
TEL 095・822・1231  
FAX 095・822・1137  
長崎市万才町8-22  
諫早支局  
0957・22・0521  
島原支局  
0957・62・2518

購読・配達のご用は

(7~21時)  
0120・33・0843  
広告のご用は24・5075  
オリコミのご用は  
佐世保 38・6661

きょうの天気

6~12時 降水確率 12~18時

この日の佐世保市議会の  
建設予定地では、県が付け替え道路建設に向けた作業を進め、反対する住民らの抗議が続いている。支援者の一人は24日、「佐世保市が主張する水需要は今後も増えないことなどを、引き続き世論に訴えていきたい」と話した。

この日の裁決を受け、「今後、話し合いがしにくくなるのは間違いない」として、交渉がさらに困難になるとの考え方を示した。

建設予定地では、県が付け替え道路建設に向けた作業を進め、反対する住民らの抗議が続いている。支援者の一人は24日、「佐世保

石木ダム(川棚町)の建設をめぐり、県收用委員会(戸田久嗣会長)が土地の強制收用に向けた裁決を出したことで、県と地権者らとの溝は深まる一方だ。

県は近く、今回裁決を受けたのとは別の土地約3万平方㍍についても裁決申請をする方針。県の担当者はこの日の裁決を受け、「今後、話し合いがしにくくなるのは間違いない」として、交渉がさらに困難になるとの考え方を示した。

が健全に成長していくためには必要なもの。これが整わずにこの先の戦略はあり得ない」と述べ、改めて事業推進を強調した。中村法道知事もこの日、事業の見直しを改めて否定した。(小野太郎、具志堅直)

朝日新聞 2015.6.25  
(佐世保版)

## 石木ダム 強制收用裁決 滝の溝が深まる

## ■石木ダムをめぐる動き

- 1975年 国が石木ダム建設の事業採択  
 82年 長崎県が機動隊を投入して強制測量  
 2009年 県が国土交通省九州地方整備局に事業認定申請  
 10年 「脱ダム」方針を掲げる民主党政権下で事業計画を再検討  
 12年 「地元の理解を得る努力」を前提に国が事業継続を認める  
 13年 国が強制収用の前提となる事業認定を告示  
 14年 県が予定地の一部の強制収用に向けた裁決申請

長崎県と同県佐世保市が建設を計画する石木ダム(同県川棚町)について、県収用委員会は、事業に対する地権者が明け渡しを拒んでいる一部用地の強制

# 石木ダムの用地 強制収用へ裁決

## 長崎県委員会

収用に向け、明け渡し期限や補償額を示した裁決を出した。県が24日発表した。

県は昨年9月、建設に反対する11人が所有する農地約5500平方㍍について、土地収用法に基づく裁決を県収用委に申請した。県によると、裁決は22日

イバシーを理由に補償額を明かしていないが、申請時は総額約4900万円と見積もっていた。明け渡し期限が過ぎると土地の所有権を国に移すことができる。農地にあるプレハブ小屋も、県が強制撤去する行政代執行ができる。

地権者らは、県の水需要予測は過大で、ダムがなくても治水は可能と訴えてきた。裁決について地権者の一人は「土地を明け渡すつもりはない」と話す。

石木ダムの総事業費は285億円で、有効貯水量は518万㌧。  
(小野太郎)